



2023年11月22日

各位

会社名 株式会社クリエイトSDホールディングス  
(コード番号 3148 東証プライム)  
代表者名 代表取締役社長 廣瀬 泰三  
問合せ先 経営企画部長 阿部 浩則  
(電話 045-914-8241)

### 自己株式を活用した第三者割当による第1回乃至第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年11月6日開催の取締役会において決議した、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第1回乃至第3回新株予約権（以下、それぞれを「第1回新株予約権」、「第2回新株予約権」及び「第3回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2023年11月22日に発行価額の総額（29,036,112円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023年11月6日公表の「自己株式を活用した第三者割当による第1回乃至第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

#### <本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2023年11月22日
(2) 発行新株予約権数	36,008個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第1回新株予約権 12,008個 第2回新株予約権 12,000個 第3回新株予約権 12,000個
(3) 発行価額	総額29,036,112円（第1回新株予約権1個当たり1,014円、第2回新株予約権1個当たり770円、第3回新株予約権1個当たり635円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式3,600,800株 第1回新株予約権：1,200,800株 第2回新株予約権：1,200,000株 第3回新株予約権：1,200,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初3,000円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,600,800株であります。 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式（3,600,857株（2023年5月31日現在））のうち3,600,800株を活用する予定です。
(5) 調達資金の額	11,652,120,112円（注）

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額は、3,230円とします。</p> <p>行使価額の修正</p> <p>本新株予約権の行使価額は、いずれの回号についても、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）（2023年11月24日）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、いずれかの価格算定期間内に各本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。「下限行使価額」は、当初3,000円としますが、各本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。</p>
<p>(8) その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。また、割当先は、第1回新株予約権が残存している期間中は第2回新株予約権を行使しないこと、及び第2回新株予約権が残存している期間中は第3回新株予約権を行使しないことが本買取契約に規定されております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間（第1回新株予約権については2023年11月24日（当日を含みます。）から2024年11月25日（当日を含みます。）、第2回新株予約権については2023年11月24日（当日を含みます。）から2025年11月25日（当日を含みます。）、第3回新株予約権については2023年11月24日（当日を含みます。）から2026年11月24日（当日を含みます。））内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上